

老人保健施設ふれんず介護予防短期入所療養介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団まりふ会が開設する老人保健施設ふれんず（以下「当施設」という。）において実施する介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 老人保健施設ふれんず
- (2) 開設年月日 平成10年7月1日
- (3) 所在地 山口県岩国市今津町1丁目11-23
- (4) 電話番号 0827-21-5150 FAX 番号 0827-21-5133
- (5) 管理者名 森脇征子
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3550880029号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 1人以上 |
| (3) 薬剤師 | 1人以上 |
| (4) 看護職員 | 4人以上 |
| (5) 介護職員 | 13人以上 |
| (6) 支援相談員 | 1人以上 |
| (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1人以上 |
| (8) 栄養士・管理栄養士 | 1人以上 |
| (9) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (10) 事務員 | 1人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき与薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の介護予防短期入所療養介護計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は、受付相談業務及び請求業務を行う。

(利用定員)

第7条 介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、介護保健施設サービスの定員数より当該日の実入所者数を差し引いた数とする。

(介護予防短期入所療養介護の内容)

第8条 介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護及びリハビリテーション並びに日常生活上の世話、また栄養管理とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別紙に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費（滞在費）、食費、日用品費、利用者が選定する特別な室料、その他の費用等利用料を、利用者負担額に応じ支払いを受ける。
* 「食事」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別紙に明記する。

（通常の送迎の実施地域）

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。
旧岩国市（離島を除く。）

（施設の利用に当たっての留意事項）

第11条 入所者が施設のサービスを受ける際には、入所者が留意すべき事項を約款及び重要事項説明書で説明し、同意を得る。

（非常災害対策）

第12条 非常災害に備えて、避難・救出・夜間想定を含め、必要な訓練を年2回以上実施する。消防法に準拠して防災計画を別に定める。

（職員の服務規律）

第13条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第14条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第15条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団まりふ会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第16条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第17条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(安全対策)

第 18 条 当施設では、安全管理体制への取組みをリスクマネジメント（事故防止対策・安全管理）委員会を中心に行い、介護・医療事故を防止する体制を整備する。

(業務継続計画)

第 19 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定する。業務継続計画は職員へ周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

(身体拘束廃止)

第 20 条 当施設では、身体拘束廃止に向けた取組みを身体拘束廃止委員会を中心に行う。

(感染対策)

第 21 条 当施設では、感染予防及びまん延の防止に向けた取組みを感染対策委員会を中心に行う。

(褥瘡対策)

第 22 条 当施設では、褥瘡予防及び改善に向けた取組みを褥瘡対策委員会を中心に行う。

(虐待防止)

第 23 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(ハラスメント対策)

第 24 条 当施設では適切な介護の提供をする観点から、職場において行われる性的な言動又は立場を背景とした言動を防止し就業環境が害される事を防止する為の措置を講じる。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 25 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定

- 員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 - 3 介護予防短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団まりふ会老人保健施設ふれんずの役員会において定めるものとする。

付 則

- この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- この運営規程は、平成 18 年 6 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規程は、平成 18 年 7 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規程は、平成 19 年 9 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規程は、平成 19 年 11 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 19 年 12 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 20 年 8 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 21 年 7 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 21 年 11 月 20 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 22 年 10 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 23 年 8 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 24 年 1 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 24 年 3 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 24 年 7 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 25 年 9 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 28 年 9 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、令和元年 10 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、令和 5 年 5 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する。(一部改正)
- この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)

<別紙>利用料金（令和8年4月1日）

（1）基本料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護・要支援状態区分及び在宅復帰・在宅療養支援機能の区分によって利用料が異なります。）

		算定項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
① 施設サービス費 (1割負担額)	基本型	多床室	613円	774円	830円	880円	944円	997円	1,052円	
		個室	579円	726円	753円	801円	864円	918円	971円	
	強化型	多床室	672円	834円	902円	979円	1,044円	1,102円	1,161円	
		個室	632円	778円	819円	893円	958円	1,017円	1,074円	
②施設サービス費 既定加算 (1割負担額)		夜勤職員配置加算	夜勤職員を利用者数20名又はその端数を増すごとに1名以上、かつ2名を超えて配置している 24円/日							
		サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	介護福祉士、常勤職員、規定年数以上勤続職員の割合が要件を満たしている場合(※1) (Ⅰ)22円/日で試算 (Ⅱ)18円/日 (Ⅲ)6円/日							
		負担段階	負担額							
③食費 負担限度額		第1段階	300円 (朝410円 昼535円 夕500円)							
		第2段階	600円 (朝410円 昼535円 夕500円)							
		第3段階-①	1,000円 (朝410円 昼535円 夕500円)							
		第3段階-②	1,300円 (朝410円 昼535円 夕500円)							
		第4段階	2,000円 (朝570円 昼750円 夕680円)							
④居住費 負担限度額		多床室	第1段階	0円						
			第2段階	430円						
			第3段階-①	430円						
			第3段階-②	430円						
			第4段階	660円						
		個室	第1段階	550円						
			第2段階	550円						
			第3段階-①	1,370円						
			第3段階-②	1,370円						
	第4段階	1,728円								

※1 サービス提供体制強化加算の要件 (Ⅰ) 介護職員のうち介護福祉士 80%以上又は勤続10年以上介護福祉士 35%以上 (Ⅱ) 介護職員のうち介護福祉士 60%以上 (Ⅲ) 介護職員のうち介護福祉士 50%以上、看護・介護職員のうち常勤職員 75%以上、直接サービス提供する職員のうち勤続7年以上 30%以上のいずれかに該当

特定介護老人保健施設短期入所療養介護(日帰りショート)をご利用になった場合、上記施設利用料に代えて下記のサービス提供時間に応じた料金となります。

加算項目	金額(1割負担)	適用範囲	内容等
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(日帰りショート)1	664円/回	1回につき	3時間以上4時間未満の日中のみの短期入所サービスを行った場合。 介護予防を除く。
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(日帰りショート)2	927円/回	1回につき	4時間以上6時間未満の日中のみの短期入所サービスを行った場合。 介護予防を除く。

特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (日帰りショート)3	1,296 円/回	1 回につき	6 時間以上 8 時間未満の日中のみの短期入所サービスを行った場合。 介護予防を除く。
---------------------------------------	-----------	--------	--

【1日あたりの基本料金】

		負担段階	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本型	多 床 室	第1段階	959 円	1,120 円	1,176 円	1,226 円	1,290 円	1,343 円	1,398 円
		第2段階	1,689 円	1,850 円	1,906 円	1,956 円	2,020 円	2,073 円	2,128 円
		第3段階-①	2,089 円	2,250 円	2,306 円	2,356 円	2,420 円	2,473 円	2,528 円
		第3段階-②	2,389 円	2,550 円	2,606 円	2,656 円	2,720 円	2,773 円	2,828 円
		第4段階(1割負担)	3,319 円	3,480 円	3,536 円	3,586 円	3,650 円	3,703 円	3,758 円
		第4段階(2割負担)	3,978 円	4,300 円	4,412 円	4,512 円	4,640 円	4,746 円	4,856 円
		第4段階(3割負担)	4,637 円	5,120 円	5,288 円	5,438 円	5,630 円	5,789 円	5,954 円
	個 室	第1段階	1,475 円	1,622 円	1,649 円	1,697 円	1,760 円	1,814 円	1,867 円
		第2段階	1,775 円	1,922 円	1,949 円	1,997 円	2,060 円	2,114 円	2,167 円
		第3段階-①	2,995 円	3,142 円	3,169 円	3,217 円	3,280 円	3,334 円	3,387 円
		第3段階-②	3,295 円	3,442 円	3,469 円	3,517 円	3,580 円	3,634 円	3,687 円
		第4段階(1割負担)	4,353 円	4,500 円	4,527 円	4,575 円	4,638 円	4,692 円	4,745 円
		第4段階(2割負担)	4,978 円	5,272 円	5,326 円	5,422 円	5,548 円	5,656 円	5,762 円
		第4段階(3割負担)	5,603 円	6,044 円	6,125 円	6,269 円	6,458 円	6,620 円	6,779 円
強化型	多 床 室	第1段階	1,018 円	1,180 円	1,248 円	1,325 円	1,390 円	1,448 円	1,507 円
		第2段階	1,748 円	1,910 円	1,978 円	2,055 円	2,120 円	2,178 円	2,237 円
		第3段階-①	2,148 円	2,310 円	2,378 円	2,455 円	2,520 円	2,578 円	2,637 円
		第3段階-②	2,448 円	2,610 円	2,678 円	2,755 円	2,820 円	2,878 円	2,937 円
		第4段階(1割負担)	3,378 円	3,540 円	3,608 円	3,685 円	3,750 円	3,808 円	3,867 円
		第4段階(2割負担)	4,096 円	4,420 円	4,556 円	4,710 円	4,840 円	4,956 円	5,074 円
		第4段階(3割負担)	4,814 円	5,300 円	5,504 円	5,735 円	5,930 円	6,104 円	6,281 円
	個 室	第1段階	1,528 円	1,674 円	1,715 円	1,789 円	1,854 円	1,913 円	1,970 円
		第2段階	1,828 円	1,974 円	2,015 円	2,089 円	2,154 円	2,213 円	2,270 円
		第3段階-①	3,048 円	3,194 円	3,235 円	3,309 円	3,374 円	3,433 円	3,490 円
		第3段階-②	3,348 円	3,494 円	3,535 円	3,609 円	3,674 円	3,733 円	3,790 円
		第4段階(1割負担)	4,406 円	4,552 円	4,593 円	4,667 円	4,732 円	4,791 円	4,848 円
		第4段階(2割負担)	5,084 円	5,376 円	5,458 円	5,606 円	5,736 円	5,854 円	5,968 円
		第4段階(3割負担)	5,762 円	6,200 円	6,323 円	6,545 円	6,740 円	6,917 円	7,088 円

(2) 加算 ((要件を満たす場合に、基本料金に以下の料金が加算されます。以下は1割負担の方の負担額です。負担割合により表示金額の倍数になります。))

加算項目	金額 (1割負担)	適用範囲	内容等
個別リハビリ実施加算	240 円/日	1 日につき	医師または医師から指示を受けた療法士が個別リハビリテーションを行った場合。
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200 円/日	7 日間 限度	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断し、短期入所サービスを行った場合。
緊急短期入所受入加算	90 円/日	7 日限度	居宅のケアマネジャーが緊急利用が必要と認めた利用者に対し、居宅サービス計画に計画されていない緊急的な受け入れを行った場合(やむを得ない場合 14 日限度)。介護予防を除く。

若年性認知症利用者受入加算	120 円/日	1 日につき	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、特性やニーズに応じたサービスを提供した場合。日帰りショートの場合は 60 単位。
重度療養管理加算	120 円/日	1 日につき	要介護 4 又は 5 であって厚生労働大臣の定める状態の利用者に計画的な医学管理を行い、かつ療養上必要な処置を行った場合。
口腔連携強化加算	50 円/回	月 1 回 限度	事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等が口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合。
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	51 円/日	対象月	在宅復帰・在宅療養支援等評価指標が 40 以上となる場合。
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	51 円/日	対象月	在宅復帰・在宅療養支援等評価指標が 70 以上となる場合。
送迎加算	184 円/回	片道につき	利用者の状態や家族等の事情からみて必要性があり送迎を行った場合。
総合医学管理加算	275 円/日	10 日限度	治療管理を目的とし、短期入所サービスを行った場合。
療養食加算	8 円/回	1 食につき	医師の食事箋に基づき、適切な栄養量及び内容の療養食を提供した場合。
緊急時治療管理	518 円/日	月 3 日 限度	救命救急医療の必要時、緊急的な治療管理を行った場合。
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100 円/月	1 月につき	(Ⅱ)の要件を満たし、データによる改善成果の確認を行った上で、複数の見守り機器等のテクノロジー導入や適切な役割分担を行い、その効果を示すデータを厚生労働省に提出している場合。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 円/月	1 月につき	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入しており、生産性向上に資する取組を行い、その効果を示すデータを厚生労働省に提出している場合。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		1 月につき	1 月あたりの介護保険サービス料金に(Ⅰ)7.5%(Ⅱ)7.1%(Ⅲ)5.4%(Ⅳ)4.4%を乗じた料金

(3) その他の利用料

利用料項目	金額等	利用料項目	金額等
特別な室料	2,300 円/日	テレビレンタル代	100 円/日
日常生活品費 ※2	80 円/日	洗濯代(日割)	360 円/日
その他の個人使用の日用品	実費	臨時洗濯代	300 円/回
テレビレンタル	100 円/日	新型コロナウイルス抗原検査料	1,650 円/回
散髪代(美容師さんへお支払いします)	実費(1,500 円)	インフルエンザウイルス抗原検査料	1,650 円/回
予防接種	実費(自己負担額)		

※2 日常生活品費は、施設で用意する石鹸、シャンプーの費用です。